



発行 新潟県

第 10 号

平成30年2月6日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 103 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 104 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 105 保安林の指定予定（治山課）
- 106 公共測量の終了通知（監理課）
- 107 公共測量の終了通知（監理課）
- 108 道路の区域変更（道路管理課）
- 109 道路の供用開始（道路管理課）
- 110 道路の区域変更（道路管理課）
- 111 道路の供用開始（道路管理課）
- 112 道路の区域変更（道路管理課）
- 113 道路の供用開始（道路管理課）
- 114 二級建築士の免許取消し（建築住宅課）

企業局管理規程

- 2 新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

雑 報

- 一般競争入札の実施（大学・私学振興課）
- 一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第103号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成30年2月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日
ウエルシア薬局見附上新田店	見附市上新田町819	精神通院医療	平成30年2月1日
ウエルシア薬局長岡稲葉町店	長岡市稲葉町766番地4	精神通院医療	平成30年2月1日

◎新潟県告示第104号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、

公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成30年2月6日

新潟県知事 米山 隆一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	25者	宮古木上島9番1ほか445筆 42.8ha
阿賀野市	11者	金湊居前甲133番ほか82筆 11.5ha
胎内市	6者	築地道端4623番ほか18筆 7.2ha
聖籠町	2者	真野庄八島1953番ほか7筆 0.8ha
新潟市	62者	北区新鼻古囲内610番ほか591筆 66.3ha
五泉市	1者	下大蒲原山ノ下65番ほか10筆 1.6ha
三条市	10者	上保内二ツ山丙253番1ほか151筆 12.5ha
燕市	18者	長所沖乙81番3ほか163筆 19.8ha
田上町	1者	曾根新田2330番1ほか6筆 1.6ha
弥彦村	1者	境江中空潟229番 0.1ha
長岡市	4者	十日町白倉165番ほか68筆 5.8ha
見附市	5者	椿澤町大昭1322番1ほか12筆 5.9ha
魚沼市	49者	並柳1376番1ほか600筆 23.7ha
南魚沼市	1者	鰻島20番1ほか23筆 0.3ha
十日町市	1者	荒屋ア433番 0.2ha
津南町	1者	赤沢2966番1ほか8筆 1.5ha
糸魚川市	1者	羽生1889番2ほか3筆 0.4ha
佐渡市	68者	下久知城戸口2602番ほか830筆 120.2ha
合計	267者	3,035筆 322.2ha

2 申請年月日

平成30年1月26日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第105号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成30年2月6日

新潟県長岡地域振興局長

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県柏崎市安政町字臂曲り2610の157、2610の158、字長磯2639の8、2639の9、2639の11

2 指定の目的

飛砂の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県長岡地域振興局農林振興部及び柏崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第106号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事(新発田地域振興局長)から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年2月6日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業期間 平成29年9月27日から平成30年1月11日まで
- 3 作業地域 胎内市桃崎浜、胎内市荒井浜地内

◎新潟県告示第107号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年2月6日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(1級及び2級水準測量)
- 2 作業期間 平成29年7月14日から平成29年12月22日まで
- 3 作業地域 (1級水準測量) 新潟市、新発田市、阿賀野市、上越市、妙高市
(2級水準測量) 柏崎市、南魚沼市

◎新潟県告示第108号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年2月6日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 460号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
阿賀野市榎船渡字越廻り114番2から	新	10.6~15.0メートル	493.5メートル
同市本明字前田365番1まで	旧	8.0~15.0メートル	494.0メートル

◎新潟県告示第109号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年2月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 一般国道 460号
- 2 供用開始の区間
阿賀野市榎船渡字越廻り114番2から同市本明字前田365番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年2月6日

◎新潟県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年2月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紫雲寺菅谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市箱岩1283番1から	新	6.8～81.2メートル	961.5メートル
同市菅谷字峠沢1896番5まで	旧	6.4～32.4メートル	971.0メートル

◎新潟県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年2月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 紫雲寺菅谷線
- 2 供用開始の区間
新発田市箱岩1283番1から同市菅谷字峠沢1896番5まで
- 3 供用開始の期日 平成30年2月6日

◎新潟県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年2月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五泉安田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市三本木字逆川2697番1から	新	6.7～22.8メートル	195.3メートル
同市一本杉字屋敷添2288番まで	旧	6.5～22.8メートル	195.3メートル

◎新潟県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年2月6日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 五泉安田線
- 2 供用開始の区間
五泉市三本木字逆川2697番1から同市一本杉字屋敷添2288番まで
- 3 供用開始の期日 平成30年2月6日

◎新潟県告示第114号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

平成30年2月6日

新潟県知事 米山 隆一

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
平成29年10月27日	高橋 潔	第749号	死亡
平成29年11月10日	十見 紀男	第8689号	死亡
平成29年12月22日	川崎 登	第1094号	死亡
平成29年12月22日	笠原 茂子	第13479号	死亡

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第2号

新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年2月6日

新潟県企業管理者 小林 康 昌

新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県企業局固定資産事務取扱規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太枠で囲まれた部分に改める。

改正後											改正前										
別表第2（第26条関係）											別表第2（第26条関係）										
行政財産使用料の基準											行政財産使用料の基準										
区分	使用の種類			単位	使用料（単位 円）						区分	使用の種類			単位	使用料（単位 円）					
土地	(略)			(略)							土地	(略)			(略)						
電気 通信 施設 その他 これに 類する もの 以外の もの	水管、 下水道 管、ガ ス管そ その他 これら に類す るもの	外径が0.15メー トル未満のもの	(略)	新 潟 市 部	88	新 潟 市 以 外 の 市 部	(略)	町 村 部	27	電気 通信 施設 その他 これに 類する もの 以外の もの	水管、 下水道 管、ガ ス管そ その他 これら に類す るもの	外径が0.15メー トル未満のもの	(略)	新 潟 市 部	79	新 潟 市 以 外 の 市 部	(略)	町 村 部	28		
		外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの	(略)	新 潟 市 部	110	新 潟 市 以 外 の 市 部	50	町 村 部	37	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの		(略)	新 潟 市 部	100	新 潟 市 以 外 の 市 部	49	町 村 部	38			
		外径が0.2メー トル以上0.4メー トル未満のもの	(略)	新 潟 市 部	230	新 潟 市 以 外 の 市 部	100	町 村 部	74	外径が0.2メー トル以上0.4メー トル未満のもの		(略)	新 潟 市 部	210	新 潟 市 以 外 の 市 部	97	町 村 部	75			
		外径が0.4メー トル以上1メー トル未満のもの	(略)	新 潟 市 部	590	新 潟 市 以 外 の 市 部	250	町 村 部	180	外径が0.4メー トル以上1メー トル未満のもの		(略)	新 潟 市 部	520	新 潟 市 以 外 の 市 部	240	町 村 部	190			
		外径が1メー トル以上のもの	(略)	新 潟 市 部	1,100	新 潟 市 以 外 の 市 部	500	町 村 部	370	外径が1メー トル以上のもの		(略)	新 潟 市 部	1,000	新 潟 市 以 外 の 市 部	490	町 村 部	380			
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)											備考 (略)										

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表第2の規定は、この規程の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

雑報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、空調設備保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年2月6日

公立大学法人新潟県立大学

理事長 若杉 隆平

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

空調設備保守点検業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(4) 業務実施場所

新潟県立大学

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成30年2月6日(火)から平成30年2月16日(金)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所及び問い合わせ先 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地
新潟県立大学総務財務部総務財務課
電話番号025-270-1301 FAX番号025-270-5173

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成30年3月5日(月)午前11時

(2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地
新潟県立大学1号館A棟1203会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28・29年度新潟県建設工事入札参加資格者名簿の「管工事」に登録されている者であること。

(3) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(4) 平成26年4月1日以降、国又は地方公共団体から本調達案件と同様の委託業務を受注し、24月以上継続して履行した実績を有していること。

(5) 入札日現在で、新潟市中央区又は東区に本社、支店又は主たる営業所を有していること。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

(8) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期間 平成30年2月26日(月)午前9時から午後5時15分

イ 提出場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地
新潟県立大学総務財務部総務財務課

ウ 提出方法 本人（法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及びその部数 入札説明書による。

- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 平成30年2月28日（水）午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 (1)イに掲げる場所

6 入札の方法

- (1) 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

11 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあつたときは契約を停止し、又は解除することがある。

(3) その他

本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、校舎清掃・管理及び警備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年2月6日

公立大学法人新潟県立大学

理事長 若杉 隆平

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
校舎清掃・管理及び警備業務委託
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 委託期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- (4) 業務実施場所
新潟県立大学

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間 平成30年2月6日(火)から平成30年2月16日(金)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 交付場所及び問い合わせ先 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地
新潟県立大学総務財務部総務財務課
電話番号025-270-1301 FAX番号025-270-5173

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年3月5日(月) 午後2時
- (2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地
新潟県立大学1号館A棟1203会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であつて、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 「建築物衛生法」第12条の2第1項第1号(建築物清掃業)又は第8号(建築物環境衛生総合管理業)に基づく新潟県知事登録又は新潟市長登録を受けた営業所を有すること。
- (4) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。
- (5) 平成26年4月1日以降、国・地方公共団体又は大学から本調達案件と類似又はこれと同等以上の委託業務(警備業務及び延べ床面積10,000平方メートル以上の建築物の清掃・管理業務)を受注し、24月以上継続して履行した実績を有していること。
- (6) 入札日現在で、新潟市内に本社、支店又は主たる営業所を有していること。
- (7) 過去において契約の解除及び辞退のないこと。
- (8) 過去3年以内に労働基準法違反で起訴されたことがないこと。
- (9) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (10) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。
- (11) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期間 平成30年2月26日(月) 午前9時から午後5時15分

イ 提出場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地
新潟県立大学総務財務部総務財務課

ウ 提出方法 本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及びその部数 入札説明書による。

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 平成30年2月28日(水) 午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 (1)イに掲げる場所

6 入札の方法

(1) 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

11 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

(3) その他

本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。